みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第540号)

2021年3月15日 | みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

~当局政策関連~

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

マクロ政策

2021年の消費促進活動の着実な展開に関する商務部の通知(商務部、03/05)

地方政策

『2021 年上海市における「放管服」改革作業強化の要点』の発表に関する上海市人民政府弁公庁の通知 (上海市政府、03/05)

財政政策

海南自由貿易港における自社用生産設備の「ゼロ関税」政策に関する財政部、税関総署、税務総局の通知(財政部等、03/04)

■ 注目トピックス

商務部は3月5日、2021年の消費促進活動の着実な展開に関する通達を発表し、内需拡大や消費喚起に向けた活動指針を示しました。各地における多種多様な販促活動を常態化することで、国内消費の底上げを図ろうとしています。

また、李克強首相は3月5日、全国人民代表大会(全人代)で政府活動報告を行った際、企業所得税(法人税)から追加控除できる研究開発(R&D)費用の比率につき、全ての企業に対し100%に引き上げる方針を表明しました。また今年の重点作業として、小規模納税者に対する増値税の課税最低限となる月間売上高を従来の10万元から15万元に引き上げることや、中小企業に対するブロードバンドなど通信回線の利用料金を平均1割引き下げることも明らかにしました。今後の関連政策の動向に注目する必要があると思われます。

上記法令の詳細については、次頁以降をご参照ください。



マクロ政策

2021年の消費促進活動の着実な展開に関する商務部の通知

(原文: 商务部关于组织开展好 2021 年消费促进活动的通知)

商務部 2021 年 3 月 5 日公布

【主要内容】

- 各季節や、祝日、年中行事などの特徴に合わせた消費促進活動の展開に注力する。各地の特徴を生かし、女性・子供・高齢者向けなど特定の消費市場の潜在力を掘り起こし、ホリデーシーズンの消費意欲を高める
- ▶ 夜間消費や近郊周遊消費を拡大する。多種多様なイベントの開催により集客力を上げる。実店舗のみならず、オンラインでの販促キャンペーンの実施も支援する
- 観光都市における歩行者天国の改造や、Eコマースの農村部への浸透などのプロジェクトを実施する。 「輸出向け商品の国内販売への切り替え」による輸出用製品の(国内)消費や、老舗ブランド、優良 輸入品、飲食関連の消費を底上げする
- ネット通販やライブコマース、動画投稿アプリ等を従来型の百貨店、売り場、レストラン、観光地等と掛け合わせ、新たなマーケティング手法を開発し、オフラインとオンラインが融合した販促プロモーションを行う
- ▶ 教育や、医療、エンターテインメント、観光サービスのオンラインでの実施や、無人配送、スマートストアなど新たな消費モデルを育成し、消費活動の知能化、利便化を向上させる
- ▶ 自動車、家電、家具、アパレル、飲食、地域に特化した農産物などの分野での消費喚起に一層取り組む
- 農村部において、自動車や家電・家具の買換えキャンペーン等を実施する。地方のニーズに合わせ、 地域資源を活用し、地域を跨ぐ特産品の販売や、生活サービスの提供、農業体験ツアーの実施などに より、農村部における消費活動の高度化を促す
- 各地の商務主管部門に対し、当地の2021年の消費促進活動方案・計画を3月15日までに商務部・消費促進司に報告するよう求める

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://scvxs.mofcom.gov.cn/article/h/202103/20210303042329.shtml

地方政策

『2021 年上海市における「放管服」改革作業強化の要点』の発表に関する上海市人民政府弁公庁の通知 (原文:上海市人民政府办公厅关于印发《2021 年上海市深化"放管服"改革工作要点》的通知)

滬府弁 [2021] 12号

上海市人民政府弁公庁 2021 年 3 月 5 日公布

【主要内容】

- ▶ ビジネス環境を更に改善するため、「放管服」(規制緩和や行政スリム化)改革を深化させる作業の 指針を示した
- ▶ 浦東新区において31業界を対象に「1業1証」の試行を行う

- ▶ 許可証の発行権限が地方に移譲された25項目に対する「1業1証」の試行を上海市全域で段階的に推進する¹。上海市全域で「証照分離」改革を推進する²
- ▶ 自主報告及び事前約束に基づいた「告知承諾制」を、生産許可やプロジェクトの投資審査などの分野に広く導入する。行政手続きにおいて信用情報の役割を活かし、「告知承諾制」を適用する項目リストを作成する
- ▶ 上海市全域で社名登記に対し「告知承諾制」を実施する³。営業ライセンスと関連許可書の変更の同時 実施を可能にする
- 外資の質向上行動計画を実施し、健全な外商投資向けに協調・苦情対応・基本サービス体制を確立する。外商投資促進サービスプラットフォームの役割を活かし、プロジェクトの達成率を高める
- ▶ 海外高度人材の誘致に注力する。外国人就労許可の審査承認権限を各区に移譲させる
- ▶ 中国(上海)知的財産権保護センターの建設を推進し、知的財産権の審査、権利確定、権利保護の迅速化を図るメカニズムを強化し、長江デルタなど地域を跨ぐ知的財産権の保護協力に一層力を入れる
- 知的財産権担保融資における銀行と企業の結びつきを強化し、科学技術型中小企業における資金調達 難の解消をサポートする
- > 長江デルタ地域においてB類(専門人材)の外国人就労許可の相互承認を後押しする
- バイオ医薬品における特殊物品の輸入便利化措置の適用対象を拡大し、ホワイトリスト制度と共同監督体制の整備に取り組む
- 1つの窓口による知的財産権関連サービスや、商標登録、商業登記等への完全対応を実現する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20210305/56ad4290e52c4666bfd15e5a66b15b50.html

財政政策

海南自由貿易港における自社用生産設備の「ゼロ関税」政策に関する財政部、税関総署、税務総局の通知 (原文: 财政部 海关总署 税务总局关于海南自由贸易港自用生产设备"零关税"政策的通知)

財関税 [2021] 7号

財政部、税関総署、税務総局 2021 年 3 月 4 日公布・実施

【主要内容】

- 全島において関税が撤廃されるまでの期間、海南自由貿易港に登録・登記し、法人格を有する企業が輸入した自社用の生産設備に対し、関税や、輸入増値税、消費税を免除する(法令規則が免税不可とする製品、国が輸入禁止とする製品や、『海南自由貿易港における「ゼロ関税」適用の自社用生産設備ネガティブリスト』に列記された設備を除く)
- ネガティブリストに列記した「ゼロ関税」適用不可の生産設備について、採鉱や石炭開発・加工、金属精錬・加工、皮革と核燃料の加工など環境負荷の大きい産業分野における企業の輸入設備が挙げられる
- ▶ 『海南自由貿易港における「ゼロ関税」適用の自社用生産設備ネガティブリスト』の内容につき、財政部、税関総署、税務総局は関係部門とともに、実情に合わせて機動的に調整することが可能である。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162053/content.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザリー部作成)

 $^{^1}$ 「1 業 1 証」とは、従来 1 つの業界に参入する際複数の許可証が存在していたものを、1 つの総合許可証に統合することを指す。今回対象となる 31 業界には E コマースや、監査、建設工事、データセンター、化粧品の製造、コンビニ、小規模飲食店、ホテル、フィットネスクラブ、美容室、ドラッグストア、書店、映画館、レジャーなどが挙げられる。国務院は 2020 年 11 月、インターネットコンテンツプロバイダー(ICP)、インターネットデータセンター(IDC)等の付加価値電信業務や、建設企業等の資格認定、監査法人の証券サービス業務展開など 25 項目に係る許可証の発行権限を浦東新区に移譲した

² 「証照分離」改革とは、市場監督管理部門発行の営業ライセンスと各業界の主管部門発行の営業許可証を分離することを指し、これにより企業設立や事業展開の効率化・簡素化を目指す。国務院は 2015 年 12 月から、浦東新区において 3 年間の「証照分離」改革試行を率先して実施した。その後、2017 年 9 月に全国の自由貿易試験区へ普及させた

³ 国務院は 2021 年 1 月、改定後の『企業名称登記管理規定』を発表し、企業設立時の社名決定につき、従来の事前認可制を企業の自主申告に基づき登記できる「告知承諾制」へ改めた

【照会先】

担当者: 中国アドバイザリー部 張巍 Tel : 021-3855-8888 (Ext:1185)

E-mail: uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

- 1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではございません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではございません。また、当行との取引においてご開示」取(情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
- 2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開 情報等は一切含まれておりません。
- 3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではございません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではございません。
- 4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。